

労働分野経済協力に係る政労使懇談会開催要綱

1 趣旨・目的

労働分野において我が国に蓄積されている知見を活用し開発途上国に対する協力を効果的に実施することにより、開発途上国における社会開発に寄与するとともに、国際社会における我が国の国益の確保を図るため、ILO（国際労働機関）拠出金事業をはじめとした労働分野に関する技術協力のあり方について政労使及びILO関係者等による意見交換を行う。

2 運営

- (1) 懇談会は、厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）が、使用者・労働者団体及びILO関係者からの参集を求め、開催する。
- (2) 懇談会の事務局は、厚生労働省大臣官房国際課国際協力室にて行う。

3 参集者

別紙のとおり

4 開催時期

年1～2回 程度（5月頃）

5 検討事項

ILO 拠出金事業をはじめとした労働分野に係る技術協力のあり方について

(別紙)

労働分野経済協力に係る政労使懇談会

参集者

政府	伊澤 章	厚生労働省大臣官房総括審議官(国際担当)
	堀江 裕	厚生労働省大臣官房国際課長
	林 雅彦	厚生労働省大臣官房国際課統括調整官
	山内 和志	厚生労働省大臣官房国際課国際協力室長
使用者側	椋田 哲史	(社)日本経済団体連合会専務理事
	松井 博志	(社)日本経済団体連合会国際協力本部副本部長 (ILO 使用者側理事)
労働者側	神津 里季生	日本労働組合総連合会事務局長
	桜田 高明	日本労働組合総連合会国際顧問 (ILO 労働者側理事)
	吉田 昌哉	日本労働組合総連合会総合国際局長
ILO 関係者	上岡 恵子	ILO 駐日事務所代表
	上村 俊一	ILO 駐日事務所次長

第 9 回 労働分野経済協力に係る政労使懇談会議事要旨

1. 日時：平成25年5月23日（木） 10：00～11：30
2. 場所：厚生労働省国際課会議室（13階）

3 議題

- (1) 労働分野の国際協力の実施状況について
- (2) 今後の労働分野の国際協力の進め方について
- (3) 平成25年度予算等について
- (4) その他

4. 議事要旨

※ 事務局から資料1～4について説明を行った後、意見交換が行われた。参集者からの主な意見等は次のとおりである

ILOアジア太平洋地域事務所（ROAP）よりILOの活動状況と、日本への要望について説明（ILO）

(1) ILOの活動状況

ア ILOROAPの域内においては、バングラデシュをはじめ、非常に過酷な労働環境の中、不幸な事故がおこっており、ILOとして、支援策、資金調達の面で今後対応が必要となっている。現在、バングラデシュの労働法改正などにもILOが積極的に関わっており、ILOの意見を反映させていきたい。

イ ミャンマーについては、日本だけでなく、世界の関心が高まっていることから、ミャンマー事務所の体制を強化しようと考えているところ、今後、関連の支援事業も積極的に増やしていきたい。

(2) 日本への要望

ア ILO/日本社会セーフティネット基盤整備支援基金（SSN基金）については、素晴らしい事業であるとの認識。全ての事業に支出はできないので、事業の優先順位を付けてどう戦略的に運営していくかが重要である。

イ ASEANとの協力については、我々としては、ILOの特徴を生かした事業をしていきたい。ASEANと積極的に情報交換ができる会議に出席し、こういった分野で効果的な援助ができるか、協力していけるか探していきたい。なお、社会的保護の土台、ジ

エンダーなどが課題と考えている。

ウ ミャンマーにおいては、JICA、日本政府のプレゼンスが高まっており、現地の労働環境、労使関係、慣行を把握することにより、今後の日本企業の海外進出にも有効であると感じた。また、決議を待ってだが、SSN基金を有効に使用して、シニアアドバイザー等を先方に派遣することも検討している。JICA現地事務所からもILOと協力していきたい旨要望があったところである。

エ 技能のミスマッチと強化は世界中で問題となっている。技能の向上と雇用環境の向上の双方について、日本の技術移転も含め、協力関係を築ければと思う。また、これと関連して、ハコモノや機械の援助はILOではできないので、日本のODAで積極的に支援してもらいたい。

オ ILO ROAPとして、ガイドライナーILO事務局長に対して、人材育成等の日本のシステム・技術の良さを報告したい。

カ これだけ技術協力を行っている日本について、ILO内部での人材が少ないために、十分に成果が伝わっていないのが非常に残念である。

議題 1

(1) 事業全体について

(労働者側)

アジア各国に社会対話の仕組みを根付かせ、促進することが建設的で安定的な労使関係を築き、労働安全衛生水準や生産性の向上につながる。労使関係に関わる人材育成というソフト面の支援が重要であり、とりわけ、労働組合リーダーのキャパシティビルディングは重要である。また、取組みが遅れているアジア・太平洋地域の中核的労働基準の批准促進と適用遵守に対する支援の強化が必要である。

(2) ILO/日本社会セーフティーネット基盤整備基金 (SSN基金) について

(政府)

NGO、各国政府、政府関係機関、ILO地域事務所など実施主体はさまざまで、事業の実施にあたっては、実施主体というよりも、事業内容を精査し、どの事業を実施するのが国に裨益するかという観点から戦略的に事業を選定している。

(使用者側)

事業の取組について、世界やILO内で積極的に発信していくべきである。

議事 2、3

※ 事務局から資料について説明を行った後、意見交換が行われた。参加者からの主な意見等は次のとおりである。

(1) 社会セーフティネットの構築のためのアジア・太平洋地域の域内協力の推進等について

(使用者側)

ミャンマーに対する支援について、今進んでいる民主化の流れを定着させるには経済成長を含めた様々なサポートが必要で、労働面も含めて官民連携でオールジャパンで取り組んでいく必要がある。

(政府)

ミャンマーについては、制度は政府にしか変えられないので、どういうチャンネルが有効かを見極め、全体として国益にかなうような支援をしていきたい。

(労働者側)

ミャンマーは、「ILO/日本社会セーフティネット基盤整備支援基金」の具体的な対象となっており、前回のこの会合でも説明があったが、具体的な検討状況を教えていただきたい。また、同国は、労働安全衛生基準の整備も課題である。建設現場などの労働安全衛生は劣悪であり、労働安全衛生基準の向上に是非取り組んでもらいたい。「国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業」は、JILAF(国際労働財団)として、政府及び使用者団体とも協力して進めているところ。平成26年度以降の事業継続も含めて事業運営上の課題は様々あるが、支援が継続的になされ十分成果があげられることが重要であると考えている。

(政府)

ミャンマーについては、現在インフラのニーズを調査しながら、強制労働に対する事業を実施しているところ。加えて、「ILO/日本社会セーフティネット基盤整備支援基金」で実施する第3回目の選考委員会が開催される所、ミャンマーの重要性に鑑み、積極的に採用していきたい。また、安全衛生については同様の認識。JILAFの事業については、効果的に実施いただいていることに謝意、予算の単年度主義、補助率等の問題も認識しており、今後とも情報共有等をさせていただきたい。

(2) 日系企業に対する支援について

(政府)

先般5月に実施された経協インフラ会議において、日系企業が直面する賃金労使関係問題に対処するためのビジネス環境の整備が資料に盛り込まれたところ。

(使用者側)

日本企業の海外進出が円滑に進むようビジネス環境の整備を進めていくとの御説明だが、日本の中で詳しい専門家を探すのは難しい状況。日本では途上国に比べて

労使関係があまり問題にならなかったことも影響しているのではないか。今後は使用者側として、こうした専門家の必要性についても主張していくので、こういう分野への協力を是非積極的に実施していただきたい。また、モンゴルも市場化されて20年経過しているが、まだまだ制度が不十分、モンゴルへの支援も要請したい。

(3) その他

(使用者側)

「東日本大震災からの復旧における雇用労働対策の国際公共財としての発信」事業や「地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援事業」については、事業成果を各国でシェアしていく必要がある。また、事業全体の成果について、きちんと把握していかなければならない。

(使用者側)

「南アジアにおける労働者保護の確保された雇用への移行事業」について、インフォーマルセクターの問題は来年のILO総会でも議題になっている。政労使三者による専門家会議も予定されているので、そこでの議論も活用してもらいたい。

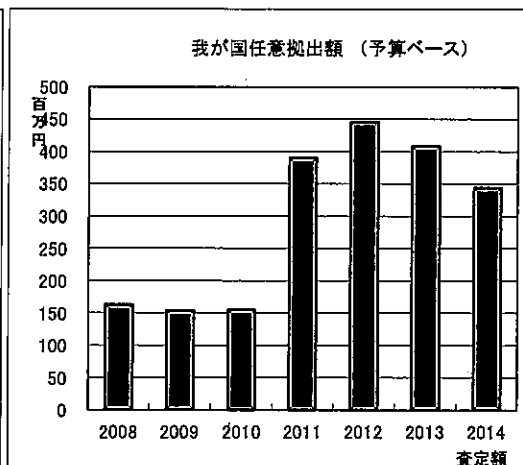
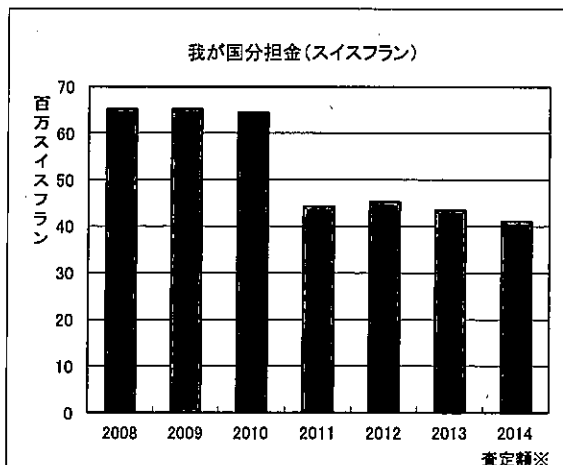
(労働者側)

JICAを通じた技術協力には労働に関わるプロジェクトも含まれているが、労使関係や労働組合の関与の観点が十分意識されているとはいえないので、今後、改善していくべき。

ILO我が国分担金及び任意拠出金の推移

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
我が国分担額(スイスフラン)	65,190,874	65,229,558	64,458,621	44,270,747	45,336,995	43,438,454	41,221,506
(千円)	6,453,828	6,001,120	5,672,359	3,763,015	4,080,331	3,822,585	4,287,038
分担率(% / 順位)	16.632%(2位)	16.632%(2位)	16.632%(2位)	12.535%(2位)	12.535%(2位)	12.535%(2位)	10.839%(2位)
我が国任意拠出額(千円)	163,035	153,876	155,016	391,231	446,602	408,659	343,847
合計	6,616,863	6,154,996	5,827,375	4,154,246	4,526,933	4,231,244	4,630,885

注) 任意拠出金の額にはSKILLS-AP(APSDEP)を除く



ILOに対する任意拠出の各国順位(2010-2013)

(単位:US\$)

年	2010	2011	2012	2013
順位	①アメリカ ②デンマーク ③オランダ ④ノルウェー ⑤カナダ ⑮日本	①アメリカ ②スウェーデン ③デンマーク ④ノルウェー ⑤カナダ ⑨日本	①アメリカ ②カナダ ③日本 ④ロシア ⑤オランダ	①アメリカ ②カナダ ③ノルウェー ④Multi-Bilateral Donors* ⑤スウェーデン ⑩日本
任意拠出金総額	2,234,504	4,999,368	10,360,048	4,496,237
総額に占める日本の割合	1.2%	3.1%	10.4%	2.6%

* ILO Development Cooperation Dashboard (予算外技術協力資金(Extra-budgetary technical cooperation funding(XBTC)) 2014年6月17日時点)

* Multi-Bilateral Donors : 政府と民間の合同出資

ILO/日本マルチ・バイ事業等の変遷

年次	労使関係	労働基準	安全衛生	雇用	女性・子ども	人材養成	不特定・その他		
2014	日系企業支援			社会的保護 (モンゴル)					
2013				労働者保護の確保 された雇用への移行 支援事業(南アジア)			トリノセンター		
2012				雇用分野セーフ ティネット整備支 援事業(ASEAN)	グリーン ジョブ 戦略支援		社会セーフ ティネット基 金		
2011	労使関係 プロジェクト(ASEAN)		健康確保対策事業 (ILO-WHOコラボ) (ベトナム)				震災基金		
2010									
2009									
2008						若年者 雇用機会 拡大事業 (スリランカ)			
2007				移民労働対策 事業 (タイ及び周辺国)					
2006							JTO 育成事業		
2005		中核的労働基準 促進事業							
2004					女性 のための 雇用開 発・ 強化事業 (ベトナム、 カンボジ ア)				
2003					障害者 雇用促進				
2002					若年者 雇用シナリオ	児童労働 問題 セミナー			
2001			労働安全 衛生体制・ 管理手法 プロジェクト	雇用促進 プロジェクト (中国)					
2000							経済 危機 起因 雇用 問題		
1999									
1998	健全 建設的 労使関係 基礎づくり					SKILLS- AP (APS DEP)			
1997		国際労働 基準 セミナー			女性の就業機会 拡大支援事業 (インドネシア、 ネパール)		インドシナ 労働問題 解決支援 事業	フェロー シップ・プロ グラム	
1996									労働統 計改善
1995					農村部における 就業促進対策 (バングラデシュ、 パキスタン)		女性就業 支援・保護		東欧 にお ける 労働 問題 協力 事業 (東欧)
1994			建設業 安全WS						
1993			化学物質 安全WS						
1992					雇用機会均 等セミナー				
1991			機械災害防 止協力						
1990	労使関係 調査研究・ 教育	中小企業へ の基準周知		農村部における 就業促進対策 (タイ・フィリピン)			フェロー シップ実施 のための 調査		
1989			最低賃金政 策の推進						
1988				安全衛生の 確保協力					
1987								福祉厚生 セミナー	
1986					婦人労働の 多様化				
1985		賃金制度セ ミナー							
1984			労働条件 改善WS						
1983	労使協議制 度セミナー								
1982		賃金制度 改善スタ ディ・セミ ナー							
1981			労働条件 改善スタ ディ・セミ ナー						
1980							労働市場情 報セミナー		
1979			労災防止・ 補償等研修						
1978							労働行政幹 部セミナー		
1977				労働力計画 地域会議					
1976									
1975									
1974					婦人労働行 政地域会議				

※ 太幅は予算規模5,000万円以上継続の大規模事業。

第 9 回労働分野経済協力に係る政労使懇談会におけるご意見

○浦元 RD

- ・技能の向上、雇用環境の向上について、日本と ILOROAP の連携を期待。また、箱物や機械の援助は出来ないので日本の ODA での積極的な援助を期待。

(対応)

- ・技能の向上、雇用環境の向上については、JICA を通じた協力要請に積極的に対応（カンボジアにおける職業訓練、ベトナムへの同分野の調査等）するとともに、ミャンマーに対して、機構 OB の職業訓練の専門家を調査団として派遣する等、職業訓練に関する調査を実施中。（平成 25 年 7 月から）

○労働側

- ・健全かつ建設的な労使関係の構築、人材育成、労働組合リーダーへの Capacity Building が重要であり、JILAF や連合も取り組むが日本政府や ILO の協力も不可欠。併せて中核的労働基準の批准促進、適用遵守への支援も重要。

(対応)

日本政府として、JILAF に実施していただいている 2 事業を含め継続的な取組を実施。また、ILO を通じて IR (Industrial Relation) 事業を実施し、ASEAN 各国の労使関係者の対話等を促進しており、引き続き同分野の事業を実施する予算を確保している。

○使用者側、浦元 RD

- ・ミャンマーに対する支援は労働面を含めて官民連携でオールジャパンで取り組んでいくべき（ミャンマーに対する支援の強化）

(対応)

- ・ミャンマーについては、SSN 基金において ①（24 年 7 月より）強制労働に関する行動による平和構築 ②（25 年 7 月より）ミャンマーにおける社会保障制度に関する調査及び政府への支援 ③ 強制

労働に関する法制化と国内外への情報発信のための支援（強制労働の法制化に関する技術支援とトレーニングの実施）等を実施。

<参考> 2014年3月 ILO 理事会資料（ミャンマー）（資料3-4）

○労働者側

- ・ミャンマーの安全衛生は劣悪。是非取り組んでもらいたい

（対応）

ILOにおいて、現在労働安全衛生法の成立のための支援を実施中。

法律施行後には、SSN プログラム等で事業を実施する予定。

○労働者側

- ・JILAF（国際労働財団）事業について、平成26年度以降も継続を希望
補助金事業の難しさ、単年度主義に関する問題意識を持っている。

（対応）

平成26年度要求も実施し、予算が成立。また、本年度も結果としてJILAFが補助金事業を実施していただいている。

○使用者側

- ・労使関連の日系企業支援を期待。
- ・モンゴルについての支援も期待。

（対応）

日系企業支援及びモンゴルについては、それぞれ予算が、約7千万、6千2百万で要求が認められており、適切に事業を実施していきたい。

○使用者側

- ・南アジア事業について、来年度のILO総会においてもインフォーマルセクターに関する三者会議が行われるのでその結果も踏まえて事業を実施していただきたい。

（対応）

本年のILO総会におけるインフォーマルセクターの議論、来年の勧告等を見据えて事業を実施していきたい。

- ・東日本震災事業及びグリーンジョブ事業について、成果を各国でシェアできるようにしていくことが必要。

(結果)

ILO 駐日の HP をかなりわかりやすくしていただき、グリーンビジネス等の国際協力に関する普及をすすめている。

また、震災事業については3ヶ月延長し、普及のためのワークショップ、報告書等を作成している。

Date: March 2014

GB320/INS/6 ミャンマーにおける ILO の活動報告

本レポートは、2013年6月の第102回 ILO 総会において採択された決議に基づくもの。

<概要>

- 1 ミャンマーはテインセイン大統領の下、政治的、経済的及び社会的な改革を進めており、政府は、(1) 少数民族と連携した持続的発展、(2) 農村部の発展、(3) 貧困削減 の3つを柱として政策を実施している。
- 2 13の停戦合意がなされ、今後は国内全体の停戦合意に向けた議論が開始されている。
- 3 現在の改革の中で、(1) 2015年末の総選挙により国内の政治的な安定性に関して懸念、(2) 持続的な平和に対する懸念、(3) 極端な民族主義の台頭に対する懸念 の3つが存在する。

<ILO プログラム>

ILO プログラムは強制労働解除、児童労働、少年兵等々の課題に対応しており、国事務所も 8 人の国際スタッフと 34 人の現地スタッフとなり、新たな建屋に移動したところ。

<強制労働>

- 1 2015年までにあらゆる強制労働を廃止するための ILO とミャンマー政府が合意したプログラムが実施中。戦略としては、(1) 普及啓発、(2) 法施行のためのキャパシティービルディング、(3) 法執行人や苦情処理の適切な施行、(4) 強制労働よりも有給、自由選択の仕事が経済的、社会的に利点があることを示す ことが含まれている。
- 2 あらゆる行動は、これまでの軍事政権下での長年に渡る考え方からの変化が必要である。
- 3 軍もシニアレベルの反応は良好であるが、軍事衝突が継続している地域や RAKKINE 地域では軍による強制労働が継続していることに深刻な懸念がある。
- 4 一定年齢の採用に関する継続的な活動には、良好な反応がある。

<結社の自由>

- 1 事務局は、結社の自由と社会対話に関する技術協力を継続して実施、主なものとして米国やノルウエーによりプロジェクトが実施されている。2012年10月から14年1月の間で、プロジェクトは2381人の参加者、60の活動が実施されている。
- 2 労働団体の数の急速な増加にもかかわらず、海事セクター以外にはナショナルセンターとして登録された団体は現法下ではない。労働団体は、現行法の問題点として地域での活動をより広域にすることが手続として難しいとしている。
- 3 これまで成果があがっているにも関わらず課題も数多く存在。2013年は、国会報告として、基本的労働権（契約、時間、休日等）の周知の欠如、労働組合の設立に対する雇用者側の反対、法で求められた労使の調整委員会の設立がされないこと、調停委員会における決定に従わないこと等に注目している。

<デーセントワークへの外国投資の影響>

- 1 2013年現在の外国投資は、44.2 billion ドルであり、エネルギーや石油関係等が主な投資先である。
- 2 それに関し、(1) 商工会議所の設立、(2) ビジネスのためのセンターの開所、(3) グロー

バルコンパクトの開始 が含まれている。

3 ILO ミャンマー事務所は現在、専門家のサポートを受け、最低賃金法、雇用職業訓練法、社会保険法等の導入への協力を実施している。他にも安全衛生法、工場法改正等についても実施しており、ミャンマー労働省は賃金や休日に関する支払いを含む他の法律への支援を ILO に対して要請する見込みである。

4 ROAP やデーセントワークチームからの協力により、技術協力は ASEAN 統合に関するプログラムと関連して実施されており、移民労働者や訓練基準に関するものが含まれている。

<決定事項>

理事会は、ミャンマーの ILO の活動報告を確認する。

平成25年度労働分野の国際協力の概要

1. アジアにおける社会的保護制度整備支援事業

8千6百万円

モンゴルの若年者雇用対策、老齢年金制度、雇用保険制度等の社会セーフティネット構築について支援を行うとともに、その成果をアジア地域に広く普及を図る。

2. 地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援事業

2千6百万円

ASEAN等で行われている環境に配慮した産業構造への移行に伴う構造的・摩擦的失業等に対応するため、一定の工業化を果たしている国に対して、地球環境の問題に配慮した雇用を促進するための支援をする事業。

3. ASEAN地域の健康確保対策事業（WHOとの協働）

4千4百万円

ベトナム及びカンボジア、ASEAN諸国において、労働安全衛生基準を改良し、ディーセントで安全な仕事を促進し、かつベトナムの持続可能な発展に貢献するために、労働者の健康の保護及び促進のための国内能力の強化を図る事業。

4. ASEAN地域の健全な労使関係育成事業

1千1百万円

ASEAN事務局と連携し、対話を通じた健全な労使関係構築による労働者保護に関する意識高揚の推進を図る事業。

5. 南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業

7千万円

南アジアにおいて全労働者の8割を占める自営業、零細企業等、適切な労働者保護を受けることのできない労働者（インフォーマルセクター）について、労働者保護が確保された雇用への移行の促進を図る事業。

6. アジア地域における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業

1億4千1百万円

アジア地域における社会セーフティネット構築の基盤となる、政府系調査研究機関の能力向上・ネットワーク化支援、労使関係団体の活動支援、民間援助団体の評価・指導、ネットワーク化、災害への対応支援等、被援助対象のニーズに応じた分野横断的な支援を実施する事業。

7. ILO 国際研修センターにおける研修プログラム開発・実施事業

3千1百万円

ILO 国際研修センターにおいて、雇用・社会政策に関する日本の知見・経験を活用した研修プログラムを策定・実施し、アジア太平洋地域を中心に、各国の雇用・社会保障制度の整備、ひいては地域の発展に貢献し、あわせて我が国のプレゼンスを高める事業。

8. 日本／ASEAN 社会セーフティネット構築支援事業

9百万円

東アジアにおける我が国のメインパートナーであるASEAN事務局による地域を代表する労使団体の育成と政策決定への参画の促進を図る事業。

9. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合

2千8百万円

社会福祉、保健医療及び雇用政策の分野におけるASEAN諸国との緊密な関係をさらに発展させ、また、当該分野での人材育成を強化するため、ASEAN10ヶ国から社会福祉、保健医療及び雇用政策を担当するハイレベル行政官を招聘し、日本及びASEAN諸国間の情報・経験の共有と、中長期的な協力関係の構築を目指し議論を行う。

10. 国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業

4千4百万円

公的なサポートが行き届かない開発途上国において、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、現地の労働組合・使用者団体と連携しつつ、アジア地域の貧困地域において、社会的に脆弱な人々及びその家族などの組織化（互助団体の設立）し、自律的な組織活動の確立を図る事業。

平成 26 年 3 月

アジアにおける社会的保護制度整備支援事業概要

(1) プロジェクト概要

モンゴルの若年者雇用対策の強化、遊牧民等の社会セーフティネット制度構築支援によって社会的保護制度の充実を図ると同時にその成果をアジア地域に広く普及を図り、同分野における各国の取り組みを促す。

(2) 事業予算

平成 25 年度 86,051 千円 (拠出金のみ。以下同じ)

平成 26 年度 61,967 千円

(3) 事業期間

平成 25 年～平成 27 年

(4) 事業内容

- ・ 若年者雇用対策の強化
(職業訓練の研修プログラム作成、職業訓練の実施等)
- ・ 遊牧民等の社会セーフティネット制度構築支援
(老齢年金制度の調査、雇用セーフティネット実態調査、ワークショップ、巡回指導)
- ・ 他のアジア地域への普及
(ASEAN 域内ワークショップ)

平成 26 年 3 月

地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援事業の進捗状況

1 事業概要

ASEAN等で行われている環境に配慮した産業構造への移行に伴う構造的・摩擦的失業等に対応するため、一定の工業化を果たしている国に対して、地球環境の問題に配慮した雇用を促進するための支援をする事業。

2 事業予算

平成 21 年度	36,474 千円 (拠出金のみ。以下同じ)
平成 22 年度	34,871 千円
平成 23 年度	34,486 千円 (フェーズ 1 小計 105,831 千円)
平成 24 年度	26,077 千円
平成 25 年度	26,008 千円 (フェーズ 2 小計 52,085 千円)
計	157,916 千円

3 事業期間

平成 22 年～24 年 (フェーズ 1)

平成 25 年～26 年 (フェーズ 2)

4 事業内容

(1) フェーズ 1

- 1.1 ILO、国内及び国際専門家で構成されるチームによる調査が行われる
- 1.2 政労使代表の参加のもと、ハイレベルの専門家会合が2日間日本で開催され、その間にセクター選定に係る指針が策定される。
- 1.3 調査結果及び専門家検証会合による提言を踏まえた指針文書が作成される。
- 2.1 参加する国内企業及び支援する多国籍企業が選定される。
- 2.2 政労使のリーダー及び企業のニーズに応じ、既存の訓練資料が適合される。
- 2.3 情報共有及び政労使リーダー訓練が実施される。
- 2.4 企業レベルにおいて訓練モジュールが実施され、成果・結果を収集する。
- 3.1 プロジェクト成果の発行
- 3.2 タイ及びフィリピンにおいてナショナルフォーラムを開催する。
- 3.3 知識共有のための全国的な会議の参加候補者リストを作成する。

(2) フェーズ 2

- 1.1 職場におけるグリーンでディーセントな仕事と社会対話のメカニズムの向上に資するための啓発と、そのための情報と知識資源が提供に関する、労組の能力が強化される。
- 1.2 グリーンな事業の実例と利用できる支援スキームについてメンバーに情報を提

供し啓発を図ることに関する使用者団体の能力が強化される。

- 1.3 選定されたコンピテンシースタンドに主流化を図るための入り口が特定される。また、評価ための様式が開発され、他の業種や職種において適用できる。
- 2.1 フェーズ1で作成した核となるツールが企業のニーズや主流化を果たすためにより広く適用できるよう修正される。
- 2.2 グリーンジョブのツールと訓練リソースが、タイとフィリピンにおいて、より持続的で、グリーンを提供し、安全で、生産性のよい職場となるための企業の能力の向上のための幅広い組織的努力を主流化する。
- 2.3 グリーンジョブのアプローチが域内の他の国において周知される。

5 進捗状況

(1) フェーズ1

・平成22年

調査の実施、専門家会合の実施（2月、東京）、対象業種の選定、選定業種に関する追加調査の実施、既存の研修資料の確認等

・平成23年

三者構成の諮問委員会を設立、対象企業の選定（各国10-15）、研修ツールの作成、訓練ニーズの調査の実施、労使への研修の実施等

・平成24年

インターネットによる情報サービスの開始、労使への研修の実施（6-7月）、全国規模のフォーラムの実施（11月・フィリピン及びタイ）等

・平成25年

労働組合による地域レベルでのトレーニングワークショップ開催（タイ）

フェーズ1の成果ならびに関係者との協議の結果、指導者向けハンドブック、GBA実践ガイドを作成、配布

ホテル業界を中心とした業界団体代表者が参加する指導者向けワークショップを開催、訓練の見直し等（タイ）

国内外の会議においてGBAの取組を発表

・平成26年（予定を含む）

前年に引き続き、労使向けワークショップ及びハンドブックの普及による支援、啓発イベントの実施、訓練の見直し等を実施（タイ、フィリピン）

台風の影響で実施を延期している各種ワークショップを開催（フィリピン）

ワークショップ、ハンドブック等に基づいた取組のフォローアップ

平成 26 年 3 月

ASEAN地域の健康確保対策事業の進捗状況

1 事業概要

ベトナム及びカンボジア、ASEAN諸国において労働安全衛生基準を改良し、ディーセントで安全な仕事を促進し、かつベトナムの持続可能な発展に貢献するために、労働者の保護及び促進のための国内能力の協会を図る事業。

2 事業予算

平成 20 年度 60,385 千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成 21 年度 52,813 千円

平成 22 年度 51,209 千円

平成 23 年度 50,050 千円

平成 24 年度 46,792 千円

平成 25 年度 43,999 千円

3 事業期間

平成 21 年～平成 23 年（フェーズ 1、ベトナムを対象）

平成 24 年～平成 26 年（フェーズ 2、ベトナム及びカンボジアを対象）

4 事業内容

- 1.1 労働者団体及び使用者団体と協議の上危険産業に対処し、労働安全衛生の法的枠組みが強化される。
- 1.2 建設労働者に対する国家労働安全衛生訓練システムが策定、広く実施され、建設業における労働安全衛生基準が改善される。
- 1.3 石炭鉱業における調査ツール及びシステムが強化され、企業による自己点検が改善される。
- 1.4 ILO化学物質条約に沿って化学物質に対する安全基準が改良され、有害物質を使用する企業が登録され、労働安全衛生に係る対策が向上する。
- 2.1 WHOと協働でアスベストを含む有害物質の使用に関する全国調査を実施し、勧告を含む調査報告を出版する。
- 2.2 2006年のILOアスベストに関する決議に沿ってアスベスト禁止政策を策定する。
- 2.3 労働者及び使用者の能力向上により、アスベストを含む有害物質によるリスクが軽減する。
- 2.4 労災保険制度の策定に併せて、労働災害及び職業病報告システムが強化される。
- 2.5 零細企業、インフォーマル経済及び農業における危険部門が特定され、ILOの参加型訓練プログラムによって十分な労働安全衛生保護が拡張される。

- 3.1 化学物質の安全使用を促進、職業病を予防するための国策の枠組みを策定する。
- 3.2 参加型訓練が導入され、中小企業、小規模建設業及び農園における労働安全衛生が改善される。
- 3.3 三者構成による労働安全衛生委員会が設立され、労働安全衛生政策及び労働安全衛生基本計画に対する機能を確保する。
- 4.1 ASEAN諸国の危険作業における労働安全衛生に係る好事例が収集、分析、出版される。
- 4.2 C187に関する地域政労使ワークショップを開催、政労使のコンセンサスを形成し、地域レベルでC187の批准、適用を促進する。
- 4.3 専門知識の交換やワークショップ及びスタディーツアーの開催を通じて、危険産業における労働安全衛生基準を促進するためのASEAN域内の協力が促進される。

4 進捗状況

(1) フェーズ1

・平成21年

第一次国家OSH計画進捗レビューのためのナショナルワークショップ(9月、ハノイ)、インフォーマルセクターに対する研修(～平成23年)、OSHトレーナー及び中小企業に対する研修(～平成23年)

・平成22年

国家OSHプロファイルの策定・出版、第2回ナショナルワークショップ(3月、ハノイ)、第二次国家OSH計画の策定、OSHに係る経験の共有を目的としたASEANワークショップ(タイグエン)、日本へのスタディービジット(10月)

・平成23年

OSHマネジメントシステムに係る国家ガイドラインの策定、OSH委員会に係る国家ガイドラインの策定、第2回ASEANワークショップ(クアンガイ)

(2) フェーズ2

・平成24年

フェーズ2ローンチセレモニー・ナショナルワークショップ(6月、ハノイ)、危険産業における現状分析、労災に関するデータ分析、危険物質の使用状況に関する全国調査等(以上、ベトナム)、職業性疾病の現状に関する調査、主要な化学物質の使用状況及び予防対策の現状把握等(以上、カンボジア)、日本へのスタディービジット(ベトナム、カンボジア)

・平成25年

ワークショップ等を通じた労働安全衛生法の枠組み(建設業、鉱業)の策定支援
聞き取り調査等を通じたOSH訓練システム(建設業)作成、見直し
労災防止のための監督計画及びチェックリストの策定、パイロット地域でのテスト、ワークショップを通じた普及

国際化学物質基準・ILO条約第170条に沿ったベトナム国内の化学物質安全基準見直しのための調査分析・ガイドラインの作成

2006年のILOアスベスト関連決議に沿ったアスベスト禁止政策に向けたロードマップ作成

零細企業、インフォーマル経済及び農業における危険部門が特定され、ILOの参加型訓練プログラム、指導者訓練を実施、フォローアップにより十分な労働安全衛生保護が拡張される。

(以上、ベトナム)

化学物質の安全使用、職業病予防のための国策の枠組み策定のための調査内容が決定される。

中小企業、小規模建設業及び農園における労働安全衛生改善のための参加型訓練、ワークショップ開催

(以上、カンボジア)

・平成26年

企業によるOSHに関する自己点検計画の更なる改善

WHO協働によるアスベストを含む有害物質の使用に関する全国調査に基づき、勧告を含む調査報告を出版

(以上、ベトナム)

化学物質安全使用、職業病予防のための基準と指針の草案策定

ILO条約第170条に沿った化学物質安全基準策定のためのタスクフォースの設置ワークショップ等を通じた参加型訓練の更なる普及

三者構成による労働安全衛生委員会の設置計画の作成と普及、監視・助言

(以上、カンボジア)

平成26年3月

ASEAN地域の健全な労使関係育成事業の進捗状況

1 事業概要

ASEAN事務局と連携し、対話を通じた健全な労使関係構築による労働者保護に関する意識高揚の推進を図る事業。

2 事業予算

平成20年度 17,560千円（拠出金のみ。以下同じ。）

平成21年度 14,888千円

平成22年度 12,375千円

平成23年度 13,033千円

平成24年度 10,817千円

平成25年度 10,845千円

3 事業期間

平成21年～平成23年(フェーズ1)

平成24年～平成26年(フェーズ2)

4 事業内容

- 1.1 労使関係チーム(I RT)会合と労働問題協力委員会(P CC)において、年間の活計画が策定・レビューされる。
- 1.2 ASEAN諸国において、政労使地域セミナーが開催される。
- 2.1 ASEANの労使関係政策に関する政労使の能力向上のため、毎年、国レベルのワークショップを開催する。
- 2.2 政労使に関連したASEANの政策に関する政策方針書が作成され、ASEANの意志決定権者に提出される。
- 2.3 ASEAN事務局職員がILOの政労使政策と労使関係について学ぶ。
- 3.1 労使関係の知識源がILOのITツールや他の手段を通じて幅広く共有される。
- 3.2 国と地域の政策の進展がまとめられ、普及される。

5 進捗状況

(1) フェーズ1

・平成21年

第1回政労使地域セミナー「健全かつ調和的な労使関係にかかる好事例の推進」
(2月、インドネシア)

・平成22年

第2回政労使地域セミナー「金融経済危機下において ASEAN 諸国に生じている
労使関係の問題と動向」(2月、マレーシア)

第3回政労使地域セミナー「労働紛争と解決に係る法的枠組みと事例」(11月、
フィリピン)

政労使ナショナルワークショップ「労働紛争解消、政労使による社会対話、労
働法改正」(8月、ラオス)

(2) フェーズ2

・平成24年

第4回労使地域セミナー「最低賃金と賃金ガイドラインの設定-三者パートナー
の役割と労使関係への影響」(2月、タイ)

ナショナルワークショップ「賃金決定の改善」(9月、インドネシア)

・平成25年

第5回政労使地域セミナー「雇用契約に関する社会対話及び労働法改正」(2月、
ベトナム)の実施、ナショナルワークショップ(11月、インドネシア)の実施
事業成果がラオス、フィリピン及びベトナムにおける労働契約、雇用期間及び
派遣労働に関する法制度改正に反映される 等

・平成26年

第6回政労使地域セミナー「団体交渉と労使紛争解決の傾向と好事例—ASEAN の
経済統合見据えて—」開催(日本)

延期していたナショナルワークショップの実施(マレーシア)

政労使に関連したASEANの政策に関する政策方針書を作成、ASEANの意
志決定権者に提出。

国と地域の労使関係政策の進展がまとめられ、普及。

平成 26 年 3 月

南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行事業の進捗状況

1 事業概要

南アジアにおいて全労働者の 8 割を占める自営業、零細企業等、適切な労働者保護を受けられない労働者（インフォーマルセクター）について、労働者保護が確保された雇用への移行の促進を図る事業。

2 事業予算

平成 23 年度 116, 170 千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成 24 年度 92, 285 千円

平成 25 年度 69, 826 千円

平成 26 年度 59, 454 千円

3 事業期間

平成 24 年～28 年

4 事業内容

- ・ 登記されていない小規模企業及び自営業者のフォーマル化の誘因及び阻害要因が分析され、対処される。
- ・ インフォーマル労働者のフォーマル化、フォーマル労働者のインフォーマル化の誘因及び阻害要因が分析され、対処される。
- ・ 仕事が豊富な成長戦略が対象地域で実施される。
- ・ フォーマル化の準備が整ったグループが格上げとリスク軽減サービスにリンクされる。
- ・ WEB ベースによる知識共有と監視のための基盤が開発され、機能する。
- ・ 国レベルの政労使及び他の利害関係者がフォーマル化のための取り組みに係る国際経験を積む

5 進捗状況

- ・ 平成 24 年

インド、ネパールにて知識共有のためのワークショップを開催（12月）

- ・ 平成 25 年

労働市場関係者への調査の結果、3か国にて、地方での事業対象となる業種が特定される。ネパールにおいては、企業のフォーマル化、起業支援等を通じたフォーマル化のための事業を開始。

インドにて、インフォーマル経済対策に関する地域レベル（Sub-regional）でのワークショップを開催（5月）。

ネパールにおいては、労働法改正、雇用政策の改善に向けた支援、地方レベルでの政策対話を実施。

知識共有と監視のための2つのウェブサイトを開設

インフォーマル経済対策に関する教材をトリノセンターとともに開発 等

平成26年度（予定を含む）

インド、バングラディッシュにおいて、零細企業と自営業者のための登録・免許に関するキャンペーン、地方の政府職員・使用者団体・労組の能力向上、バリューチェーン分析、アウトソーシング・サブコンストラクター等に対する労働の権利に関する能力向上を実施。

ナショナルワークショップの開催（バングラディッシュ）

知識共有のための書籍の配布

Web サイトへの好事例等の更なる蓄積 等

平成26年1月

ILO／日本社会セーフティネット基盤整備支援基金概要

1 概要

社会セーフティネットが未整備の国が多いアジア地域を対象として、その基盤を構築するための機動的な支援を行うための基金であり、日本政府が全額を拠出してILO アジア太平洋総局に設置したものの。

2 基金運営状況

23年6月	基金に係る枠組文書の交換
24年6月	第1回事業公募
24年7月	専属マネージャ配置
	第1回選考委員会開催（9件採択）
25年1月	第2回選考委員会開催（1件採択）
25年2月	第3回事業公募
25年5月	第3回選考委員会（11件採択）
25年12月	フィリピン台風30号被害支援（1件採択）

3 採択状況

(1) 第1回採択

申請状況 22件 計約451万ドル

採択状況 9件 計約82万ドル

(2) 第2回採択（フィリピン・ミンダナオ島災害対応）

申請状況 1件 約10万ドル

採択状況 1件 約7万5千ドル

(3) 第3回採択

申請状況 22件 計約416万ドル

採択状況 11件 計約154万ドル

(4) 第4回採択（フィリピン台風30号被害支援）

採択状況 1件 計50万ドル

(5) 第5回採択

申請状況 4件

採択状況 3件 計約33万ドル

4 予算額

平成 26 年度拠出額	122,402 千円
平成 25 年度拠出額	141,099 千円
平成 24 年度拠出額	104,044 千円
平成 23 年度拠出額	120,859 千円

ア・政府関係系調査	第1回 (24年7月)	インドにおける社会的保護の底の研究 Study on a National Social Protection Floor in India	インド	ILO DWIT / CO NEW Delhi	37,500 2月	インドにおける社会的保護について、法制化等の現状を把握、分析し、もつとも不明な立場にあるインフォーマルセクターの労働者への社会保護に関する調査や学際的行動指針をインドの専門家とともに導き出す。	以下の事項について調査を行う。 ・インドの社会保護、社会保険に関する法規制の背景 ・社会保険に関する政府・NGOの組織状況 ・人々が現在利用可能な社会保護と社会的保護の枠組みとカニニズムレベルで承認された多様な開発プログラムに基づいて検討された社会保護拡大計画 以上の調査結果をもとに分析を行い、もつとも不明な立場にあるインフォーマルセクターの労働者への社会保護に関する最適な手段と行動指針を導き出す。	・研究者が2012年10月に選定され、インド国内の社会保護、社会保険に関する調査を開始。 ・2013年2月にレポートが研究者から提出される。 ・2013年4月に調査報告と普及を兼ねたワークショップをニューデリーで開催。
オ・災害時等	第2回 (24年7月)	アジア太平洋地域におけるILO緊急対応チームの準備と能力の向上 Training workshops: Enhancing the readiness and capacities of the ILO rapid response team for Asia and the Pacific	アジア太平洋地域	Policy and Programmes, ROAP	54,122 7月	大規模な武力紛争、自然災害、感染症後の雇用回復を迅速に行うため、ILOのアジア太平洋地域における緊急対応能力を向上させる。	・ILOアジア太平洋総局の緊急対応チームのメンバーが決定される。 ・既済のILO危機対応マニュアル等を参考に、トレーニングワークショップを開催し、メンバーの研修を行う。	・トレーニングワークショップの対象としたワークショップを2013年8月に開催。
ウ・民間援助団体	第3回 (24年7月)	NGOのキャパシティとネットワークの強化によるスリランカのHIVケアの社会的保護 Improving social protection for people living with HIV in Sri Lanka by building capacity and strengthening networks of PLHIV NGOs	スリランカ	ILO Colombo	100,000 24月	HIV患者が増加傾向にあるスリランカにおいて、NGOによるワークショップや職業訓練を通じてHIV患者に対する社会保護に関する知識の普及や技能開発、また使用者への教育を通じてHIV患者に対する差別の排除を目的とする。	・雇用促進、より多くの女性と男性が生涯賃金の高い雇用（特にセクター）に入るの機会を創出する。(HIVキャリアの雇用可能性向上) ・技能開発: より高い雇用可能性と自ら自身の職業活動を開始するため、HIVキャリアの技能を高める。 ・社会保護: より多くの人がよりよく管理され、より男女平等の進んだ社会保護の恩恵にアクセスする(HIVキャリアを対象とした社会的保護スキームの紹介) ・労働条件: 女性と男性が、より公正な労働条件を得る(HIVキャリアに対する差別をなくし、適切な賃金を与えるために使用者とともに活動する)。 ・労働安全衛生: 職場の労働安全衛生条件の向上による労働者と企業の利益(労働者をHIVから保護すること職場のHIVキャリアの健康のための措置へのアクセスを付与すること)を説明するための使用者間との対話。 ・HIV/AIDS: 労働の世界が、HIV/AIDSの感染に効果的に対応する。HIVとAIDSに感染した労働政策と効果的な実施のための使用者との対話。 ・職務の差別: HIVキャリアへの差別をなくすため使用者を教育する。	・必要な技能開発の内容が決定 ・プロシエ外協力者や雇用者や事業のスケジューリングを決定 ・HIV患者を支援するNGOとワークショップを実施、行動計画を決定 ・差別の一つの形態ともみ込まれる生命保険、医療保険への加入拒否に関して、保険会社一社が関連事項を削除。
オ・災害時等	第2回 (25年1月)	地方の脆弱性及び被害を減じ、パロ台風の被害を受けた貧困及び脆弱な家庭のための収入支援及び生活復旧のための向上 Developing a social safety net: support and livelihood recovery for poor and vulnerable families affected by Typhoon Pablo through Labour-based rural road repair and maintenance	フィリピン	ILO Country Office Manila	75,000 12月	パロ台風の被害を受けた住民に對し、すく取入となるような短期の職業機会を提供し、中期的な生活支援を実施。	・短期収入を得るための清掃作業を奨励。 ・道路修繕及び修繕の提供などのインフラの回復を地域コミュニティレベルで進めるためのワークショップ開催、事業計画作成能力向上のための研修 ・復旧、復興後のインフラ整備を実施するためのスキル向上につながり、長期的な雇用にも繋がる。 ・今回の地震を因し、ILOレベルでの緊急雇用ガイドラインなどの施策に結びつける。	・フィリピン内務省と共同で、活動分野について調整、フィリピン政府が活動費用として別途100万米ドルを準備。 ・地域的な活動を行うに当ってエン지니어を複数名採用し、復興作業に係る支援を実施。 ・2013年7月にフィリピン内務省とワークショップをマニラで開催。
ア・政府系調査機関	第3回 (25年7月)	ミャンマーにおける社会保護の拡張 Extending social security in Myanmar	ミャンマー	ILO Yangon	50,000 24月	ミャンマーにおいて実現可能な社会保護制度に関する調査を実施。調査結果を基に、将来の社会保護法の改正に繋げる。 ミャンマー国内の社会的保護の土台に関する評価報告書を作成し、ミャンマー政府関係者と共有する。	・社会保険制度(医療保険制度、家庭扶助保険制度、養育手当、年金、遺族給付、失業給付、住宅扶助)の構築の実現可能性についての調査を実施。 ・ミャンマーの社会保険委員会のメンバーに訓練を行い、保険数理手法を伝達する。 ・ILO条約、提言に沿って規律や秩序についてのドラフトを完成させる。 ・新たな社会保険法とILOの社会保険条約・提言の包括的な比較分析に基づいて、将来的な社会保険法の改正への提言を行う。 ・社会的保護の必要性と範囲についての意識を高める。 ・社会的保護制度の構築のためのマトリックスを作成する。 ・社会的保護制度の構築のためのコストを推計し、10か年計画を立てる。 ・最終評価報告書を政府と共有する。	・詳細ワークショップの作成、関係者との調整を実施。 ・国内で、関係者のキャパシティビルディングを主体としたワークショップを開催。 ・失業保険に加え、医療保険、労災補償保険、産児休職制度に係るマトリックスを実施。 ・2015年末までに各種統計を整理する予定。
イ・労働関係団体	第3回 (25年7月)	補助業・東南アジアの有害作業における労働安全衛生対策 Occupational Safety and Health in Hazardous Work in Southeast Asia-RAS1250MJPN	ベトナム	カンボジア フィリピン ILO ROAP	120,000 6月	別添資料にあるILOマルチバイ職業・南アジアにおける労働者保護の確保された雇用への移行支援事業の労働者が、ワークショップを通じて労働者が協力して労働安全衛生活動を高めるための企業レベルでの手法を学ぶ。	・政府使、特に労働者中心とした自主的活動に重点を置きつつ、外部講師を招き、産学及び現場調査を交えた安全衛生管理の実践的手法を関係者に伝達する。 ・ベトナムで2013年7月から8月にかけて実施すると共に、フィリピンで同年12月に実施予定。	・ベトナムのハイアン(2013年7月)及びホーチン(2013年8月)において、健康安全、危険予知活動等テーマにワークショップを実施。 ・カンボジアのプノンペン(2014年4月)において、同様に安全対策をテーマとしたワークショップを開催。

19	オ・災害時等	第3回 (25年7月)	太平洋地域における下位地域の 災害対応能力を発展させるための 訓練: Sub-regional Capacity Development Training on Disaster Response for the Pacific	フィジー バングラ ドеш ネパール ソロモ ン諸島 ヴァヌアツ	80,000	6月	自然災害に際し、被災者や被災者 の家族や雇用者を中心とする社会セ クターの強化を実施する。4日間のト レーニングプログラムを実施する。 ・4日間のトレーニングプログラムを 実施する。 ・訓練の計画とそのフォローアップ を実施する。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	
20	ア・政府系調 査機関調査	第3回 (25年7月)	アジア太平洋における社会セ クターネットワークの発展に関する好 景例を可視化し促進させるための地 域プロジェクト: Regional Project to Enhance Visibility and Promotion of Good Practices in the Implementation of Social Safety Net Policies in Asia-Pacific	アジア・太平 洋 ILO ROAP	49,757	6月	SSN基金やマルチバイプログラムの事業成 果 (ASEAN) における災害対応や雇用サー ビスに関する事業、南アジアにおけるイン フォーマル経済のソーシャル・セクターに 関する事業、南アジアに関する事業を 可視化する。ILOのウェブサイトにア ップし、ダウンロードできるようにす る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	
21	ア・政府系調 査機関調査	第3回 (25年7月)	ミャンマーにおける強制労働に関 する法制化と国内外的な情報発 信のための準備作業の支援: Supporting Myanmar for transparent enforcement of labour legislation, skill development and preparatory work for the information transmission	ミャンマー ILO ROAP	400,000	12月	・ILO ROAPの専門家を送り、労働行政 に精通するミャンマー政府職員に強制労働に 関する法制化のための技術支援とト レーニングを実施する。 ・労働法制とその執行に関する情報収集と 効果的な情報伝達方法についてワー クショップを通じて構築する。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	
22	オ・災害時等	第4回 (25年12 月)	フィリピン台風30号被害支援 Support to the ILO Response Framework "Philippines Super Typhoon Haiyan: Rebuilding Sustainable Livelihoods"	フィリピン ILO ROAP	500,000	12月	・2013年11月のハイエン台風によるフィ リピン被災者の生計手段回復を支援する。 ・労働者の生計手段回復を支援する。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。
23	ウ・民間援 助団体	第5回	搾取的労働に従事する若者 ある児童の家族に対する認定地 域での補助サービスによる社会保 護 Social protection for families of children at risk of exploitative employment through strengthening of supplementary service provision in selected locations	スリランカ ILO コロンボ	149,974	24ヶ月	・コロンボ市内で労働者に被害を 受けた若者に対するケアを行うこと により、適切な保護を図る。 ・それら児童が学校教育を受けられるよう な措置をとる。 ・これら対策を通じて、コロンボ市 社会経済の健全な発展を図る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	
24	ア・政府系調 査機関調査	第5回 (第1回で 選定した プロジェクト の延長)	カイラルバクトンクワフ票にお ける社会的保護の拡張-社会的保 護政策の枠組みにおける社会的保護 の床の構築を通じて Khyber Pakhtunkhwa Province through building a Social Protection Floor within the Social Protection Framework	パキスタン ILO Country Office for Pakistan パキスタン政 府、NGO、国 際労働機関 ILO	80,000	24ヶ月	・カイラルバクトンクワフ票にお ける社会的保護の拡張-社会的保 護政策の枠組みにおける社会的保護 の床の構築を通じて Khyber Pakhtunkhwa Province through building a Social Protection Floor within the Social Protection Framework	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	
25	イ・労働関係 団体	第5回	労働文化や労働に関する労働環境 改善に関する研修プログラム Training programme for improving workplace under bipartite/tripartite cooperation	パキスタン ILO ROAP	100,000	12ヶ月	・労働文化や労働に関する労働環境 改善に関する研修プログラム Training programme for improving workplace under bipartite/tripartite cooperation	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。	・ILO/日本マルチバイプログラムに 関する ・ASEAN、インド、ネパールの社会セ クターネットワークの構築に関する 訓練を実施する。 ・好景例の映像及び印刷物を配布す る。

平成 26 年 3 月

ILO 国際研修センターにおける研修プログラム開発・実施事業の進捗状況

1 事業概要

ILO 国際研修センターにおいて、雇用・社会政策に関する日本の知見・経験を活用した研修プログラムを策定・実施し、アジア太平洋地域を中心に、各国の雇用・社会保障制度の整備、ひいては地域の発展に貢献し、あわせて我が国のプレゼンスを高める事業。

2 事業予算

平成 25 年度 30,831 千円

平成 26 年度 29,570 千円

3 事業期間

平成 25 年度開始

4 事業内容

- ・能力開発分野における研修センターの知識ベースの拡張及び強化
- ・研修カリキュラム及び関連する研修資料の策定
- ・個別研修コースの促進ツール開発
- ・研修コースの組織、提供及び評価

5 進捗状況

- ・平成 25 年

キャリアガイダンスに関する研修（10 月）、能力開発に関する研修（12 月）

- ・平成 26 年（予定を含む）

雇用サービス、キャリアガイダンス、スキルのニーズに関する研修

平成26年3月

ASEAN/日本社会セーフティネット基盤整備基金概要

1 概要

ASEAN地域における労使団体の育成や社会セーフティネットに係る政策決定への参画促進に資する活動を支援するための基金であり、日本政府が全額を拠出してASEAN事務局に設置したものの。

2 基金運営状況

23年5月 ASEAN高級事務レベル会合（SLOM）にて枠組み文書について原則合意。

ASEAN事務局より事業計画提出、基金の趣旨に照らし修正することを条件に承認。

24年2月 基金に係る枠組み文書の交換

23年度予算額10,755千円を拠出

ASEAN事務局より事業計画再提出、確認。

25年3月 24年度予算額9,196千円を拠出

26年1月 25年度予算額8,846千円を拠出

3 ASEAN事務局の事業計画

基礎調査（ソーシャルパートナーのニーズ分析等） 1件

ワークショップ（ソーシャルパートナーのキャパビル、マレーシア） 1件

ワークショップ（社会セーフティネットに係る情報共有、インドネシア） 1件

計3件（計88,400米ドル）

民間部門における社会保障と社会福祉プロジェクト（カンボジア） 1件

ASEANにおける雇用サービス強化プロジェクト（ラオス） 1件

ASEANにおける社会的保護を強化するための分野間ワークショップ 1件

計3件（計90290米ドル）

4 今後の予定

26年中にラオス、カンボジアにおけるワークショップを開催予定

1. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合発足の経緯

- 1996年 リオンサミットにて、我が国より「世界福祉構想」を提唱。
東アジア社会保障担当閣僚会議（於：沖縄）
- 1997-2002年 東アジア社会保障行政高級実務者会合
（医療財政、医療保険制度、所得保障、障害者支援、児童福祉等）
- 2003年～ ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合
- 厚生労働省では、2003年より特に ASEAN 地域に焦点を当て、ASEAN10ヶ国から社会福祉と保健医療政策を担当する行政官（局長級）を招聘し、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催。
 - 本会合の目的は、社会福祉及び保健医療の分野における人材育成の強化、及び日本と各国間の協力関係の強化に資すること。

2. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合のテーマ

第1回	2003.11.4 - 11.7	東京	社会福祉・保健サービスにおける人づくり
第2回	2004.8.30 - 9.2	横浜	高齢化と福祉・医療の人づくり
第3回	2005.8.29 - 9.1	東京	社会福祉・保健におけるパートナーシップと人づくり ～母子保健福祉と障害者保健福祉を中心として～
第4回	2006.8.28 - 8.31	東京	社会福祉・保健医療サービスの連携と人材育成 ～社会的弱者（児童・女性）支援と福祉・医療サービス～
第5回	2007.8.27 - 8.30	東京	社会福祉・保健サービスの連携と人材育成・地域開発 ～地域における高齢者サービス～
第6回	2008.9.8 - 9.11	東京	次世代健全育成（健やかな次世代の育成を目指して）、 －保健と福祉の緊密な連携の下で－
第7回	2009.8.30 - 9.2	東京	「共存社会」の構築（障害者の自立、自己実現と社会参加） ～福祉と保健、医療システムの連携を通じて～
第8回	2010.8.30 - 9.2	東京	社会的弱者の貧困軽減 ～保健と福祉の連携強化を通じて～
第9回	2011.10.25-10.28	東京	保健と福祉の人材育成 ～サービス提供者の能力向上と社会的弱者の就業能力育成に 焦点をあてて～
第10回	2012.10.23-10.25	東京	自然災害における社会的弱者への対応
第11回	2013.12.3-12.5	東京	Active aging

3. ASEAN+3 保健・社会福祉大臣会合への報告

年	保健大臣会合等	社会福祉大臣会合等
2007年		12月 第2回 社会福祉大臣会合（於 ベトナム）
2008年	10月 第3回 保健大臣会合（於 フィリピン）	12月 第4回 高級事務レベル会合（於 フィリピン）
2010年	7月 第4回 保健大臣会合（於 シンガポール）	1月 第5回 高級事務レベル会合（於 シンガポール） 11月 第3回 社会福祉大臣会合（於 ブルネイ）
2011年	7月 第1回 高級事務レベル会合（於 ミyanmar）	9月 第6回 高級事務レベル会合（於 タイ）
2012年	3月 第2回 高級事務レベル会合（於 フィリピン） 7月 第5回 保健大臣会合（於 タイ）	9月 第7回 高級事務レベル会合（於 ベトナム）
2013年	8月 第3回 高級事務レベル会合（於 シンガポール）	9月 第4回 社会福祉大臣会合（於 カンボジア）
2014年	6月 第4回 高級事務レベル会合（於 タイ）（予定） 9月 第6回 保健大臣会合（於 ベトナム）（予定）	9月 第8回 高級事務レベル会合（於 ラオス）（予定）

○ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、ASEAN+3 保健大臣会合及び社会福祉大臣会合を支える事業として関係国間で位置づけられている。

第12回 ASEAN 日本社会保障ハイレベル会合概要（予定）

1. 日時・場所：2014年10月予定・東京近郊

テーマ：未定

2. 参加者

○ ASEAN 10カ国（計60名）

（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）

－保健医療政策担当行政官 2名（局長級及び課長級を各1名）

－社会福祉政策担当行政官 2名（局長級及び課長級を各1名）

－雇用政策担当行政官 2名（局長級及び課長級を各1名）

○ 中国、韓国（計6名）

－保健医療政策担当行政官 1名

－社会福祉政策担当行政官 1名

－雇用政策担当行政官 1名

3. 協力機関：ASEAN事務局、WHO/WPRO、ILO駐日事務所、JICAを予定

4. プログラム

- 【1日目】
 - ・開会
 - ・有識者の講演
 - ・カントリープレゼンテーション
- 【2日目】
 - ・視察
- 【3日目】
 - ・各協力機関の講演
 - ・分科会
 - ・分科会報告
 - ・リコメンデーション採択
 - ・参加国からのコメント等
 - ・閉会

国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業に係る進捗状況

1 事業概要

アジア諸国では、貧富の格差が社会政情不安をもたらすなど、均衡ある発展が喫緊の課題となっている。特に、アジア地域に低所得者、女性、障害者等の脆弱な人々に対する社会的なセーフティネット制度構築を、草の根レベルで積極的に支援する必要がある。本事業は、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、公的サポートの行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行うことを目的としている。

2 実施団体

公益財団法人国際労働財団（公募により決定）

3 交付決定額

平成 23 年度 57,712 千円

平成 24 年度 54,229 千円

平成 25 年度 44,389 千円

平成 26 年度 41,995 千円

4 対象国

タイ、ネパール、バングラデシュ

5 25年度 事業実施状況

①インフォーマルセクター労働者とその家族のスキルの向上

タイ、ネパール、バングラディッシュにおいて、ライフサポートセミナー等の開催により、556名に公的制度、家計教育、互助制度などの情報提供を実施。インフォーマルセクターの生活改善底上げに繋がった。

②職業訓練の実施

タイにおいて職業スキル向上のためのトレーニングを、ネパールにおいては、縫製、美容などの基礎的職業訓練ならびに識字教育を実施し(合計225名、週6日6か月)、多くの受講者が就業・起業した。

バングラディッシュにおいては、溶接、縫製の職業訓練(約1か月)を実施、溶接業については、大半が就業した。

③現地核要員のスキル向上

タイ、ネパール、バングラディッシュにおいて、本事業の現地における継続的な自主・自立的運営のための96名の核要員の育成を行った。

④国際シンポジウムの実施等

事業で得られた教訓や経験を共有し、アジア諸国へ普及することを目的とした三カ国政労使代表者会議、各国政労使による国別ワークショップをネパールで開催した。

6 26年度 事業実施予定

- ①現地で事業を継続するため、指導的役割を担う核となる人材の育成・強化
- ②ライフサポートセミナーの開催と各種支援を受けるためのネットワークカードの付与
- ③職業訓練
- ④互助組織（協同組合）の本格展開支援（タイ、ネパール）
- ⑤既存ネットワークによる自主的な職能訓練・就労の支援（タイ、ネパール）
- ⑥ラオスにおける調査 等

アジア展開日系企業等ビジネス基盤整備事業

1 事業概要

賃金決定のプロセス、アウトソーシング等の雇用関係法制度、労使紛争解決のための制度等について、政府に対する国際機関（ILO）からの専門家派遣等を通じた現地の規制、慣行等の改善により、日系企業等が活動しやすいビジネス基盤を整備する。（現地国政府への協力）

2 事業予算

平成26年度 70,454千円

3 事業期間

平成26年～平成28年

3 事業内容

(1) 労働問題に関する ILO 専門家の派遣

最低賃金の決定プロセス、アウトソーシング等の雇用関係法制度、労使協調路線推進のための制度等の整備及び確実な施行について、国内有識者との懇談会を通じた情報交換・共有により支援が必要である問題等を明確化した上で、政府に対する国際機関（ILO）からの専門家派遣等の方法により、現地の規制、慣行等を改善することにより、日系企業等が活躍しやすいビジネス基盤を整備する。

(2) 政府関係者に対する研修

政策担当者、最賃監督を行う労働基準監督官、労働問題調整担当官等に対する研修及びセミナーを実施する。

(3) 事例集の作成、普及

具体的な最低賃金決定制度、労使紛争の調整等について、事例集を作成し、政府関係者等に周知する。

労働分野におけるJICA協力一覧(主なもの)

平成26年4月1日現在

国名	プロジェクト名(日本語を含む)	分野	JICA	スキーム	主な内容
インドネシア	労働政策アドバイザー	総合	2012.9 -2014.8	JICA 技術協力 個別案件 (長期専門家)	インドネシア労働・移住省に対し、JICAを通じて政策アドバイザーを派遣し、職業能力開発制度に関する助言や人的資源の競争力強化の支援を行う。また、関係機関に対して労使双方に有益な雇用・労使関係構築、労使紛争軽減に関する助言を行うとともに、先方の関心事項を踏まえ、日本における労働関係の諸制度をワーキングショップなどを通じて紹介する。
マレーシア	障害者の社会参加支援サービス プロジェクトフェーズ2	雇用 (障害者支援)	2012.9 -2014.9 ※プロジェクト期間 2012.9-2015.8	JICA 技術協力 プロジェクト	フェーズ1でマレーシアに導入された、ジョブコーチプログラムが全国で実施されるように、カウンセラー・パートナー機関であるマレーシア国女性・家族・地域開発省等と協力し、全国的に、自立的にジョブコーチプログラムを実施するための支援を行うとともに、障害者雇用政策の向上を図る。
中華人民共和国	職業衛生能力強化計画プロジェクト	安全衛生	2011.9 -2014.9 ※プロジェクト期間 2011.3-2016.3	JICA 技術協力 プロジェクト	作業現場監督基準策定、作業環境管理と健康管理に関する研修教材の作成、研修実施に係る助言及びモデル地区における作業環境管理・健康管理に関する研修計画の立案等を行うことにより、モデル地区において、粉塵及び有機溶剤等による職業病に対する作業環境管理・保健管理の強化を図る。
	労働保障監察プロジェクト	労働監督	2013.1 -2015.1 ※プロジェクト期間 2013.1-2016.1	JICA 技術協力 プロジェクト	中国の労働保障監察の現状を把握し、労働基準監督官の能力向上のための研修を開催。また、パイロット省(日本の県に相当)にて業務改善施策(企業向け法令説明会、企業の自主的な法令遵守促進の取り組み等)を実施する。
	職業能力開発制度アドバイザー	能力開発	2013.8 -2015.3	JICA 技術協力 個別案件 (長期専門家)	2013年9月まで派遣されている技能検定制度構築アドバイザーによる制度改善の定着支援とともに、ものづくり系職種への展開が必要となっており、ベトナムの職業訓練制度および国家技能検定制度が産業分野のニーズに適合するよう、また、自立的に運営できるよう支援を行う。
ベトナム	ハノイ工業大学指導員育成 機能強化プロジェクト	能力開発	2013.9 -2015.9 (予定) ※プロジェクト期間 2013.5-2016.5	JICA 技術協力 プロジェクト	前フェーズでは商工会傘下のハノイ工業大学において、切削技術、板金・溶接技術等の技能者育成にかかる能力強化を図ってきたが、これらの技術はハノイ工業大学内での訓練に限定されていた。ベトナム全体の産業人材育成能力を強化するため、ハノイ工業大学の持つ人材育成に係るノウハウを他の職業訓練機関へ移転するため、ハノイ工業大学における指導員の能力向上のための研修制度と体制の整備を行う。
ヨルダン	キャリアガイダンス/雇用システム 能力向上プロジェクト	雇用	2013.5 -2015.5 ※プロジェクト期間 2013.5-2016.5	JICA 技術協力 プロジェクト	ヨルダンの労働管理事務所(EO)における業務マネジメント及び提供する雇用サービスの改善、労働省と他省等との連携の検討・強化を通じて、労働省主導の下、EOの業務改善、マネジメント及び提供する雇用サービスの強化等を図り、関連機関との連携が構築され、公的雇用サービスを通じて求職者・求人者双方による、アクセス、マッチングを改善させる。

※「事業期間」は、厚生労働省として実際に事業に参画した(参画予定)期間であり、プロジェクトの期間とは一致しない場合がある。

社会セーフティネットの構築のための
アジア・太平洋地域の域内協力の推進（案）
ーアジア社会セーフティネット構築支援プログラムー

平成 22 年 5 月作成

平成 24 年 9 月改定

平成 26 年 7 月改定予定

アジア・太平洋地域は、世界の人口の約 6 割を擁するとともに、世界の成長センターとして、高い経済成長率を維持してきており、その対応力の高さもあって、世界的な金融・経済危機の影響も比較的軽微となっている。しかしながら、この地域においては、これまでの経済成長の果実を得ることができない社会的弱者が存在し、貧富の差は非常に大きく、また、インフォーマル雇用に置かれている人々も多い状況にある。一部の国では、それら格差等が社会・政情不安をもたらすなど、均衡ある社会・経済の発展が喫緊の課題となっており、シンガポール APEC 首脳会議宣言（2009 年 11 月）においても、「あまねく広がる成長(inclusive growth)」の必要性が強調されたところである。これらの地域で、均衡しかつ持続可能な発展を確保するためには、社会的弱者を救済し、再生産しないためのセーフティネットの構築が不可欠である。ピッツバーグ G20 サミット首脳声明（2009 年 9 月）においても、開発途上国における、失業、疾病等のリスクから人々を保護するためのセーフティネットの不備が指摘されているところである。

その後も、横浜 APEC 首脳宣言（2010 年 10 月）、ILO アジア太平洋地域会議（2011 年 12 月）において、社会セーフティネット／社会的保護の床の重要性が指摘され、施策の実施が求められている。2012 年 5 月のグアダハラ G20 労働大臣会合では、社会的保護を発展させること、労働市場政策との適切な均衡を達成することが成果文書に明記され、翌月の ILO 総会においては、各国に、必要不可欠な保健医療及び給付並びに基礎的な所得保障をすべての人々に提供することを求める「国内の社会的保護の床に関する勧告（第 202 号）」が採択された。この流れを受け、6 月のロスカボス G20 サミットの成果文書においても社会的保護の床の重要性が引き続き記載され、リオ+20 の成果文書には社会の全メンバーに対して社会的保護を提供する必要性を強調するとの文言が盛り込まれるなど、各国首脳に深く認識される問題となっている。

一方、少子高齢化に伴い人口・労働力が減少しつつある我が国にとっては、グローバル経済、とりわけアジア・太平洋地域の成長の取り込みが求められているが、そのためには、同地域における持続可能な成長の基礎を作り、促進することが必要である。この観点から、アジア諸国等に対して、社会セーフティネットの整備支援など、貧困層の底上げやインフォーマル雇用の解消、民生の向上に直結する消費喚起のための政府開発援助（ODA）を実施する必要性が指摘されているところである。

以上を踏まえ、厚生労働省として取り組むべき労働・社会保障分野の国際協力のあり方と実施分野等について検討を行った結果は以下のとおりである。

1 労働・社会保障分野のODAのあり方

我が国が行う労働・社会保障分野のODAは、上記の社会セーフティネットの必要性に関する国際的コンセンサス及びアジアの成長を日本に取り込むことを要諦の一つとする日本再生戦略を踏まえ、アジア太平洋地域の社会セーフティネット構築に資する分野を重点として積極的に推進する必要がある。具体的には以下の4点を重点支援分野とし、リスクに対して脆弱な人々、とりわけ、低所得者、女性、移民労働者、自営業者、農業従事者、障害者などに対する、社会セーフティネット構築のためのODAを、政労使が連携しつつ、積極的に実施する。

- ① 失業時等の所得保障制度の整備。(例えば、失業保険、労災保険、年金、医療保険、生活保護等)
- ② 労働市場への参入・復帰・適応を促す制度の整備(積極的労働市場政策)。(例えば、若年者雇用促進、職業紹介、職業訓練等)
- ③ 適切な労働条件を確保し、ワーキングプアを防ぐ制度の整備。(例えば、労働基準監督、労働安全衛生、最低賃金、労使紛争処理、健全な労使関係の育成等)
- ④ インフォーマル雇用から労働者保護が確保された雇用への移行促進。(インフォーマル経済から抜け出すための起業支援、協同組合等による雇用創出と企業の育成等)

2 実施内容

我が国は、社会セーフティネット構築の経験及び知見を蓄積しており、アジア・太平洋地域においてこの分野における十分な貢献をなしえるが、より効果的な実施や持続可能性を考えると、国際機関、ASEAN等と連携の上、社会セーフティネット構築のためのアジア・太平洋の域内協力(「アジア社会セーフティネット構築支援プログラム」)を推進するべきである。

同プログラムは、我が国政府が主体となり、地域のニーズ、状況に応じた支援内容を定めた上で、事業内容に最も適切な機関等と協力して実施する。具体的には、当面、労働・社会保障分野の国連専門機関である国際労働機関(ILO)の専門知識とネットワークを活用した支援(任意拠出・人的支援の強化)、ASEAN域内での労使関係団体育成・参画促進とASEAN事務局の能力向上のための支援(基金)、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合の充実による支援、国内の国際協力団体の持つ国際労使ネットワークを通じた草の根支援、JICAを通じた技術協力等を実施する。なお、これらの支援は、他の開発分野のODAと十分な連携を保ちつつ実施する必要がある。

支援に当たっては、人材の育成にも留意すべきである。例えば、健全な労使関係の確立に関して域内でも有数の豊富な経験・知見を蓄積しており、このような分野においても支援を行っていくことが必要である。

社会セーフティネットの構築のための アジア・太平洋地域の域内協力の推進 —アジア社会セーフティネット構築支援プログラム—

資料5-2

背景

成長の果実を得ることのできない社会的弱者の存在

アジア諸国の成長の陰で、大きな貧富の格差と、それら格差による社会・政情不安の存在
インフォーマル雇用にいる多数の貧困層の存在

失業、労働災害、疾病等のリスクから人々を保護するためのセーフティネットの不備

所得保障制度、積極的労働市場政策、労働条件確保対策等のセーフティネット構築の遅れ

東アジア地域内の持続可能な成長の確保

アジア諸国における持続的成長のために、社会セーフティネットの整備が不可欠
この地域の成長を取り込むことが我が国の成長には不可欠

対応

社会セーフティネット構築支援に対する国際的コンセンサス

- 社会的保護の床を確立することの重要性を認識する(G20サミット首脳宣言2012.6)
- 成長、回復力、社会正義、結束を発展させ、フォーマル経済での職業を持たない人を含め、社会の全メンバーに対して社会的保護を提供する必要性を強調する(リオ+20成果文書2012.6)
- 各国に、必要不可欠な保健医療及び給付並びに基礎的な所得保障をすべての人々に提供することを求める「国内の社会的保護の床に関する勧告(第202号)」を採択(ILO総会2012.6)
- 社会的保護の床を発展させ、労働市場政策との適切な均衡を達成する(G20労働大臣会合結論文書2012.5)
- 各国の実情に応じた、効果的な「社会的保護の床」を構築する(ILOアジア太平洋地域会議2011.12)
- 我々は、セーフティネットを改善することを可能にする政策を実施する(横浜APEC首脳宣言2010.11)

社会セーフティネット構築のための重点支援分野

1)失業時等の所得保障制度の整備

- 失業保険、労災保険、年金、医療保険、生活保護等

2)労働市場への参入・復帰・適応を促す制度の整備(積極的労働市場政策)

- 若年者雇用促進、職業紹介、職業訓練等

3)適切な労働条件を確保し、ワーキングプアを防ぐ制度の整備

- 労働基準監督、労働安全衛生、最低賃金、労使紛争処理、健全な労使関係の育成等

4)インフォーマル雇用から労働者保護が確保された雇用への移行促進

- インフォーマル経済から抜け出すための起業支援、協同組合等による雇用創出と企業の育成等

実施内容

アジア社会セーフティネット構築支援プログラム

- 我が国は社会セーフティネット構築の経験、知見を蓄積
- 我が国政府が主体となり、他の開発分野のODAと連携を図りつつ、適切な支援内容を定めた上で、事業内容に応じた最も適切な機関等と協力して推進

ILOを活用した支援

- ILOの専門知識とネットワークを活用した支援(任意拠出・人的貢献の強化)

ASEAN事務局との協働による支援

- 事務局の能力向上と労使団体の育成・参画促進のための支援(基金)、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合の充実

国内国際協力団体を活用した支援

- 国際労使ネットワーク等を通じた草の根支援
- JICAを通じた技術協力の活用

平成26年度国際労働機関(ILO)等関連予算について

ILO分担金 42.9億円 (25年度38.2億円)

4,122万スイスフラン × 104円 = 42.9億円(加盟国に課される義務的経費)
 (日本の分担額) (査定レート)

ILO等への拠出金事業等 3.9億円 (25年度4.6億円※)

アジア社会セーフティネット構築支援プログラム

ILOを活用した支援

失業時等の所得保障制度の整備

- ・アジアにおける社会的保護制度整備支援事業【62百万円】

労働市場への参入・復帰・適応を促す制度の整備(積極的労働市場政策)

- ・アジア太平洋地域における若年者雇用支援に関する事業【33百万円】(アジア地域における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業のうちの一部として要求)

適切な労働条件を確保し、ワーキングプアを防ぐ制度の整備

- ・アジア展開日系企業等ビジネス基盤整備事業(新規)【72百万円】

インフォーマル雇用から労働者保護が確保された雇用への移行促進

- ・南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業【60百万円】

その他(分野横断的事項)

- ・アジア地域における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業【122百万円】(アジア太平洋地域における若年者雇用支援に関する事業(再掲)を含む)
- ・ILO国際研修センターにおける研修プログラム開発・実施事業【30百万円】

ASEAN事務局との協働による支援

その他(分野横断的事項)

- ・ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合【25百万円】

国内国際協力団体を活用した支援

インフォーマル雇用から労働者保護が確保された雇用への移行促進

- ・国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業【42百万円】

※ILO拠出分のみ

**JOINT STATEMENT****THE EIGHTH ASEAN PLUS THREE LABOUR MINISTERS
MEETING (8TH ALMM+3)****23 MAY 2014, NAY PYI TAW, MYANMAR****Introduction**

1. The ASEAN Labour Ministers and their counterparts from People's Republic of China, Japan, and the Republic of Korea (the Plus Three Countries) gathered on 23 May 2014 in Nay Pyi Taw, Myanmar, to review the progress of the cooperation under frameworks of ASEAN Plus Three cooperation and exchange views on strategies and initiatives to strengthen the cooperation particularly relating to the enhancement of competitive labour force for harmonious, progressive and prosperous workplace.
2. The Eighth ASEAN Plus Three Ministers Meeting (8th ALMM+3) was attended by the Ministers/representatives responsible for labour, from Brunei Darussalam, Cambodia, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, the Philippines, Singapore, Thailand, Viet Nam, People's Republic of China, Japan, and Republic of Korea, and their respective delegations. The Deputy Secretary-General of ASEAN for the ASEAN Socio-Cultural Community (ASCC) and staff representatives of the ASEAN Secretariat were also in attendance. The list of the ASEAN Plus Three Labour Ministers is enclosed.

Exchange of Views on Enhancing Competitive Labour Force for Harmonious, Progressive and Prosperous Workplace

3. The Ministers shared information and exchanged views on the achievements, experiences, and challenges in enhancing the competitiveness of labour force for harmonious, progressive and prosperous workplace in their respective countries. The Ministers agreed that closer cooperation among ASEAN Plus Three Countries should be enhanced to promote quality vocational training and education, improve labour market information systems and national competency standards.

Status of ASEAN Plus Three Cooperation in Labour

4. The Ministers expressed appreciation and welcomed the initiatives of the People's Republic of China to convene the ASEAN-China High Level Seminar on Social Insurance System focusing on pension insurance in September 2014, and the ASEAN-ILO/China Dissemination Seminar on improving Employment Services focusing on sharing of experiences on employment services among ASEAN Member States and China. The Ministers expressed appreciation to China to continue programme especially training development.
5. The Ministers expressed appreciation to Japan for its continued support to

the on-going projects of the ASEAN-ILO/Japan Programme on Industrial Relations and ASEAN-ILO/Japan Project of Promoting and Building Income Security and Employment Services in ASEAN. The Ministers also expressed appreciation for the ASEAN-Japan Fund for Building Social Safety Net which has been utilised to support various projects and activities in ASEAN aimed at strengthening social protection that contribute to the implementation of the ASEAN Declaration on Strengthening Social Protection. The Ministers requested future cooperation with Japan in the areas of industrial relations, labour standards and unemployment insurance.

6. The Ministers noted with satisfaction the progress of the ASEAN-Japan HRD Collaboration Programme for CLMV, including the Training Course on Management of Vocational Training Institutions (Career Guidance and Training Support Services) on 10-19 September 2013 both in Japan and Malaysia, which was followed by a series of national seminars in CLMV Countries in December 2013 and January 2014. The Ministers requested Japan to continue the implementation of the ASEAN-Japan HRD Collaboration Programme for CLMV.

7. The Ministers noted with appreciation the completion of numerous joint programmes supported by the Republic of Korea, including the 13th Human Resources Development Programme for Officials of ASEAN Countries (13th HRDP) held on 10-21 February 2014, the ASEAN-ILO-Korea Fellowship Training on Employment Insurance (EI) for ASEAN Region: Learning from Korean Experience on Operating Unemployment Insurance Linked with Employment Services held on 7-12 October 2013, and the ASEAN-ILO-Korea Fellowship Training on Employment Injury Insurance (EII) for ASEAN countries: Learning from Korean experience on Linkage between Prevention, Compensation and Return to Work held on 14-20 October 2013 in Seoul, Republic of Korea. The Ministers supported the plan to convene the follow-up ASEAN+3 HRD Forum on National Competency Standard and the ASEAN-ILO Korea Fellowship Trainings on Employment Insurance and Employment Injury Insurance tentatively in October 2014 in Korea.

Ninth ASEAN Plus Three Labour Ministers Meeting

8. The Ministers looked forward to further exchanges of views on joint labour initiatives at the Ninth ASEAN Plus Three Labour Ministers Meeting in Lao PDR in 2016.

Concluding Remarks

9. The Ministers expressed their sincere appreciation to the Government of the Republic of the Union of Myanmar, particularly the Ministry of Labour, Employment and Social Security, for the warm hospitality extended to the ASEAN delegates and excellent arrangement of the Meeting.

List of Ministers/Representatives attending the Eighth ASEAN Plus Three Labour Ministers Meeting, 23 May 2014, Nay Pyi Taw, Myanmar

1. **H.E. Pehin Dato Haji Halbi**
Deputy-Minister of Home Affairs
Brunei Darussalam
2. **H.E. Dr. Ith Samheng**
Minister of Labour and Vocational Training
Cambodia
3. **H.E. H. A. Muhaimin Iskandar**
Minister of Manpower and Transmigration
Indonesia
4. **H.E. Madame Baykham Khattiya**
Vice-Minister of Labour and Social Welfare
Lao PDR
5. **Dato' Saripuddin Kasim**
Secretary General
Malaysia
6. **H.E. U Aye Myint**
Minister of Labour, Employment and Social Security
Myanmar
7. **H.E. Rosalinda Dimapilis-Baldoz**
Secretary of Labor and Employment
The Philippines
8. **Mr. Loh Khum Yean**
Permanent Secretary for Manpower
Singapore
9. **M.L. Puntrik Smiti**
Deputy Permanent Secretary
Ministry of Labour
Thailand
10. **H.E. Pham Thi Hai Chuyen**
Minister of Labour, Invalids and Social Affairs
Viet Nam
11. **H.E. Alicia dela Rosa-Baja**
Deputy Secretary-General of ASEAN for the ASEAN Socio-Cultural Community
The ASEAN Secretariat
12. **H.E. Yang Zhiming**
Vice Minister of Human Resources and Social Security
China

13. H.E. Atsuko Muraki
Vice-Minister of Health, Labour and Welfare
Japan

14. H.E. Lee Baek Soon
Ambassador
Republic of Korea